



2025年8月5日

## 消費税訴訟に関する報道についての説明とご報告

2025年8月3日、中日新聞に掲載された「申告漏れ130億円指摘」という見出しの記事に関して、誤解を招く表現が含まれていることを受け、以下の通りご説明申し上げます。

当社の主張は以下のとおりです。

- ①報道の見出し（申告漏れ130億円）は誤解を招く表現であり、  
当社が130億円の申告漏れをした事実はありません。
- ②130億円は「課税対象となる取引総額（課税標準額）」であり、追徴課税額は約13億円です。
- ③追加納税は2023年5月に完了しており、事業運営や財務状況に影響はありません。
- ④税務処理は国税庁のタックスアンサー（注1）に基づいた適正な対応であり、不正行為との指摘はありません。
- ⑤本件更正処分には承服できないことから、2025年3月に名古屋地方裁判所に対して訴訟を提起しております。

それぞれ、以下に説明いたします。

2025年8月3日、中日新聞に「申告漏れ130億円指摘」との見出しが掲載されました。  
見出しの表現だけを見ると、当社が130億円の申告漏れをしたかのように誤解される恐れがありますが、これは事実ではございません。

実際には、報道に記載された「130億円」という金額は、追加で消費税の課税対象であると指摘された取引総額（課税標準額）を指しており、実際の追徴課税額は約13億円でございます。  
また、今回の税務調査は過去5年間の取引に関するものであり、1年あたりの影響額で考慮しても、その影響は限定的です。

なお、本件については、当社の親会社である株式会社カチタスにおいて、2023年4月27日付で「当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領 及び業績予想の修正に関するお知らせ」として開示している通り、約2年前の内容と同様の報道内容となっております。

また、今回の調査による追加納税は2023年5月に完了しており、当社の事業運営や財務状況に一切の影響を与えておらず、今後も営業活動や資金繰りに何ら問題はありません。

これまで当社は、税務処理について国税庁のタックスアンサー（注1）に基づき、適正に行ってまいりました。この方法は他の不動産会社でも広く採用されている一般的なものです。  
また、税務調査において不正行為が認定された事実は一切ございません。

今回の更正処分に対しては到底承服できるものではないことから、2025年3月26日付で名古屋地方裁判所に対して本件更正処分等の取消しを求める訴訟を提起しております。

以上の通り、今後の事業活動に影響がないことをお伝えするとともに、引き続き当社として適正な対応を続けてまいります。

注1:国税庁タックスアンサー「No.6301 課税標準Q&A 建物と土地を一括譲渡した場合の建物代金」において、譲渡代金を「相続税評価額や固定資産税評価額を基にした按分」の方法により土地と建物部分に区分することは合理的な方法であるとされていること等を踏まえ、採用してきたものです。

以上

本件に関するお問い合わせは以下まで

株式会社リプライス 経営企画室

[press@reprice.co.jp](mailto:press@reprice.co.jp)